

健生食輸発0925第1号
令和8年9月25日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(アルゼンチン産落花生の総アフラトキシン)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発 0331 第1号（最終改正：令和8年9月15日付け健生食輸発 0915 第2号）により通知したところである。
今般、アルゼンチン産落花生の総アフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方
よろしく願います。

記

別添1の項中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アルゼンチン	落花生及びその加工品(落花生を10%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を削除する。